

補助金調書

補助金名	勤労者福祉事業費補助金				担当課 (連絡先)	経済観光文化局産業振興部就労支援課 (TEL092-711-4326)		
交付先	団体	団体等			区分	その他の補助金		
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期			3月下旬～4月上旬			
(公募の場合) 応募要件	<p>中小企業者又は企業の従業員により構成される団体及びその連合体で、以下の要件をすべて満たすもの。</p> <p>(1) 福岡市内に主たる事務所を設置していること。</p> <p>(2) 団体の規約等において、労働環境の整備や従業員の福祉の増進を図ることが目的として明記されていること。</p> <p>(3) 補助金の対象となる事業に対し、他の制度に基づく補助金・助成金の交付を受けていないこと。</p> <p>(4) 団体の自己利益や権利の獲得を目的とした活動を行っていないこと。</p> <p>(5) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。</p> <p>(6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。</p>							
(非公募の場合) 非公募の理由								
補助開始年度	昭和36	年度	経過年数	54	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	本市の主として中小企業の従業員の働きやすい環境づくりの促進を図り、労働環境の改善や従業員の福祉の増進に多大な効果を及ぼすことを目的とし、福岡市内において行われる、労働環境の改善を目的として行う事業と、従業員の福祉の増進を目的として行う事業を対象とする。							
補助金の終期	平成28	年度	延長回数		回			
終期を延長する理由								
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>補助対象経費：(1) 講習会、研修会の開催(2) 相談会の開催 (3) イベントを開催する場合における、当該イベントの宣伝及び広報(4) 調査及び研究</p> <p>算定方法：補助対象事業額に補助率(最大で2分の1)を乗じて、予算の範囲内で決定する。</p>							
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度		前年度		前々年度		前々々年度	
	件		2 件		2 件		2 件	
	4,733 千円		5,503 千円		5,800 千円		6,106 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会・学習会等の実施 ・労働相談事業等 							
補助金交付 による効果	講演会・学習会等の実施等を通じ、勤労者の福祉の増進を図ることができるとともに、中小企業の従業員に幅広く実施することができる。							

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。